令和3年9月7日

令和3年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年9月6日 開会 令和3年9月17日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和3年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

- 1 令和3年9月7日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に 招集された。
- 2 出席議員は次のとおりである。

第 1 番 伊藤 英人君 第 2 番 森田 紀子君 第 3 番 相田恵美子君 第 4 番 小山 辰美君 第 5 番 木村 圭君 第 6 番 大澤由香里君 第 7 番 澤本 幹男君 第 8 番 小峰 陽一君 第 9 番 石田 芳英君 第 10 番 宮野 亨君 第 11 番 高橋 邦男君 第 12 番 原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 德王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長 師岡 伸公君 副 町 長 井上 永一君教 育 長 若菜 伸一君 企画財政課長 山宮 忠仁君若者定住推進課長 新島 和貴君 総 務 課 長 天野 成浩君危機管理担当主幹 大串 清文君 住 民 課 長 加藤 芳幸君福祉保健課長 菊池 良君 観光産業課長 杉山 直也君環境整備課長 坂村 孝成君 会計管理者 坂本 秀一君教 育 課 長 岡野 敏行君 病院事務長 須崎 洋司君

令和3年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

令和3年9月7日(火) 午前10時00分開議

会 期 令和3年9月6日~9月17日(12日間)

日程	議案番号	議案名	結 果
1		議長開議宣告	
2	議案第 49 号	令和3年度奥多摩一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第 50 号	令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補 正予算(第1号)	原案可決
4	議案第 51 号	令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第 52 号	令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)	原案可決
6	議案第 53 号	令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
7	議案第 54 号	令和3年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
8	議案第 55 号	令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
9	議案第 56 号	奥多摩町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

(午後1時55分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長(原島 幸次君) 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。 これより議案審議に入ります。

日程第2 議案第49号 令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)、日程第3 議案第50号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)、 日程第4 議案第51号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正 予算(第1号)、日程第5 議案第52号 令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)、日程第6 議案第53号 令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第1号)、日程第7 議案第54号 令和3年度奥多摩町介護保険特別会計 補正予算(第1号)、日程第8 議案第55号 令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計 補正予算(第1号)、以上の7件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長(井上 永一君) 議案第49号から議案第55号までの令和3年度奥多摩町一般 会計をはじめとする7会計の補正予算につきましてご提案のご説明を申し上げます。

なお、詳細の内容等につきましては、各課長から説明させていただきますので、私から は、概略を説明させていただきます。

はじめに、議案第 49 号 令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)についてご 説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,516万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,873万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方交付税は、普通交付税の交付決定通知により、3億6,425万1,000円を追加し、地方交付税の総額を19億8,425万1,000円に、使用料及び手数料のうち、使用料は、峰谷川渓流釣場使用料の増に伴い、27万9,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を1億4,394万5,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などの増に伴い、1,092万1,000円を追加、国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの増に伴い、806万1,000円を追加し、国

庫支出金の合計を 3 億 9,767 万 1,000 円に、都支出金のうち、都負担金は、 2 万 9,000 円を追加、都補助金は、地域福祉推進包括補助事業補助金などの増に伴い、218 万 1,000 円を追加、都委託金は、120 万 2,000 円を追加し、都支出金の合計を 28 億 1,705 万 6,000 円に、繰入金のうち、特別会計繰入金は、介護保険及び後期高齢者医療特別会計に合わせて 227 万 1,000 円を追加、基金繰入金は、地方交付税の増額交付に伴い、財政調整基金に 3 億 5,000 万円を戻し、森林環境整備基金に 270 万円を追加し、 3 億 4,730 万円を減額し、繰入金の合計を 2 億 2,703 万 3,000 円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、 2 億 1,435 万 4,000 円を追加し、繰越金の合計を 2 億 4,435 万 4,000 円に、諸収入のうち、受託事業収入は、多摩の森林再生事業受託収入など東京都との契約確定により、 108 万 9,000 円を減額し、諸収入の合計を 4 億 8,942 万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、 2 億 5,516 万円を追加し、歳入の合計額を 72 億 9,873 万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は、12万9,000円を追加し、議会費の合計を9,231万円に、総務費のうち、総 務管理費は、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に1億 717 万 7,000 円を積み立て るとともに、財産管理費などの増に伴い、1億2,923万円を追加、徴税費は、89万7,000 円を減額、戸籍住民基本台帳費は、人事異動等に伴う人件費の増に伴い、273 万 4,000 円 を追加、選挙費は、18 万円を追加、統計調査費は、額の増減はなく、監査委員費は、6 万円を追加し、総務費の合計を9億5,573万円に、民生費のうち、社会福祉費は、介護保 険事業費への繰出金などの減に伴い、144 万 7,000 円を減額、児童福祉費は、新型コロナ ウイルス感染症緊急包括支援事業補助金及び人件費などの増に伴い、637 万 6,000 円を追 加、国民年金費は、6万6,000円を減額し、民生費の合計を11億5,872万9,000円に、 衛生費のうち、保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増に伴い、679 万 6,000 円を追加、清掃費は、8万円を追加し、衛生費の合計を5億4,114万円に、農林 水産業費のうち、農業費は、農道維持補修工事費などの増に伴い、311 万 8,000 円を追加、 林業費は、林道維持補修工事費などの増に伴い、952 万 1,000 円を追加、水産業費は、大 沢国際釣場大岩転落防止ネット被覆工事費などの増に伴い、2,060 万 9,000 円を追加し、 農林水産業費の合計を 9 億 1, 160 万 5,000 円に、商工費は、観光費で山のふるさと村特別 会計繰出金及び森林資源を活用した魅力創出事業費などの増に伴い、1,762 万 4,000 円を 追加し、商工費の合計を5億671万3,000円に、土木費のうち、土木管理費は、水道用地 測量委託費などの増に伴い、582 万 8,000 円を追加、道路橋梁費は、町道維持補修工事費

などの増に伴い、3,600 万円を追加、河川費は、河川維持工事費の増に伴い、800 万円を追加、4ページをご覧ください。住宅費は、住宅管理費などの増に伴い、409 万 9,000 円を追加し、3ページにお戻りいただきまして、土木費の合計を 13 億 5,226 万 1,000 円に、4ページをご覧ください。消防費は、海沢火の見櫓解体工事などの増に伴い、229 万円を追加し、消防費の合計を 2 億 6,900 万 1,000 円に、教育費のうち、教育総務費は、外国青年招致支援業務委託などの増に伴い、132 万 6,000 円を追加、小学校費は、6 万 6,000 円を追加、中学校費は、33 万円を追加、給食費は、人件費の増に伴い、65 万円を追加、社会教育費は、12 万 8,000 円を減額し、教育費の合計を 6 億 5,927 万 5,000 円に、公債費は、104 万 9,000 円を減額し、公債費の合計を 2 億 1,196 万 6,000 円に、予備費は、予算調整により、370 万 1,000 円を追加し、予備費の合計を 2 億 1,196 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 2 億 5,516 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 72 億 9,873 万円とするものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

次に、議案第 50 号 令和 3 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明を申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,120万円とするもので ございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、森の家宿泊室使用料の減に伴い、93 万円を減額し、使用料及び手数料の合計を297万円に、繰入金のうち、他会計繰入金は、25万5,000円を追加し、繰入金の合計を7,155万8,000円に、諸収入のうち、雑入は、実費徴収金の減に伴い、21万8,000円を減額し、諸収入の合計を97万8,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、569万3,000円を追加し、繰越金の合計を569万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は、480万円を追加し、歳入の合計額を8,120万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。総務費のうち、利用管理費は、修繕費等の増に伴い、480 万円を追加し、総務費の合計を8,085 万4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の480 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8,120 万円とするものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

次に、議案第 51 号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予

算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ 336 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 6,736 万 2,000 円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、野営場使用料の減に伴い、588 万 8,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1,457 万 2,000 円に、繰入金のうち、他会計繰入金は、802 万 3,000 円を追加し、繰入金の合計を 1 億 4,682 万 9,000 円に、諸収入のうち、雑入は、クラフト教室実費の減に伴い、118 万 8,000 円を減額し、諸収入の合計を 354 万 5,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、241 万 5,000 円を追加し、繰越金の合計を 241 万 6,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、336 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,736 万 2,000 円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、修繕費等の増に伴い、336 万 2,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,726 万 7,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の336 万 2,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,736 万 2,000 円とするものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第 52 号 令和 3 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ1,656万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億256万円とするも のでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、308 万円を追加し、国民健康保険税の合計を9,575 万4,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、1,348 万円を追加し、繰越金の合計を2,833 万5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1,656 万円を追加し、歳入の合計額を8億256 万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

保険給付費のうち、傷病手当金は、国保傷病手当金の増に伴い、57 万 9,000 円を追加 し、保険給付費の合計を5億9,536万9,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、 国都支出金等返還金の増に伴い、1,598 万 1,000 円を追加し、諸支出金の合計を 1,699 万 3,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,656 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 8 億 256 万円とするものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

次に、議案第 53 号 令和 3 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ 704 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 2,804 万 7,000 円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は、40 万 4,000 円を減額し、保険料の合計を7,726 万 3,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、610 万 5,000 円を追加し、繰越金の合計を610 万 6,000 円に、諸収入のうち、雑入は、広域連合葬祭費交付金などの増に伴い、134 万 6,000 円を追加し、諸収入の合計を1,135 万 4,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、704 万 7,000 円を追加し、歳入の合計額を2億2,804 万 7,000 円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、保険料等負担金などの増に伴い、619 万 9,000 円を追加し、広域連合納付金の合計を 2 億 977 万 2,000 円に、諸支出金のうち、繰出金は、84 万 8,000 円を追加し、諸支出金の合計を 238 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 704 万 7,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 2,804 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

次に、議案第 54 号 令和 3 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 197 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,802 万 8,000 円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、介護保険料は、278 万 5,000 円を減額し、保険料の合計を1億7,297 万 5,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、242 万 3,000 円を減額、国庫補助金は、

介護給付費財政調整交付金などの減に伴い、125 万 3,000 円を減額し、国庫支出金の合計を2億12 万 7,000 円に、支払基金交付金は、介護給付費交付金などの減に伴い、478 万 5,000 円を減額し、支払基金交付金の合計を2億1,585 万 9,000 円に、都支出金のうち、都負担金は、介護給付費都負担金の減に伴い、289 万 6,000 円を減額、都補助金は、40 万 8,000 円を減額し、都支出金の合計を1億3,301 万 2,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は、316 万 3,000 円を減額し、繰入金の合計を1億2,545 万 7,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は、12 万円を追加し、使用料及び手数料の合計を495 万円に、繰越金は、額の確定に伴い、1,562 万 1,000 円を追加し、繰越金の合計を1,562 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、197 万 2,000 円を減額し、歳入の合計額を8億6,802 万 8,000 円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

介護給付費のうち、介護サービス等諸費は、施設介護サービス給付費の減に伴い、1,500万円を減額、介護予防サービス等諸費は、60万円を追加、その他諸費は、4万円を追加、町特別給付費は、配食サービス給付費の増に伴い、80万円を追加、特定入所者介護予防サービス等費は、特定入所者介護サービス費の減に伴い、200万円を減額し、保険給付費の合計を7億7,294万円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防デイサービス事業委託費などの減に伴い、123万5,000円を減額、包括的支援事業・任意事業費は、地域支援事業負担金の減に伴い、123万3,000円を減額し、地域支援事業費の合計を6,548万1,000円に、積立金は、介護給付費準備基金積立金の増に伴い、119万円を追加し、基金積立金の合計を167万円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、1,344万8,000円を追加、繰出金は、142万4,000円を追加し、諸支出金の合計を1,568万5,000円に、予備費は、予算調整により、6,000円を減額し、予備費の合計を275万4,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の197万2,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億6,802万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

次に、議案第 55 号 令和 3 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及 び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補 正」によるものでございます。 2ページをごらんください。 歳入の説明をさせていただきます。

今回の補正は、繰入金について小河内処理区下水道事業繰入金を 72 万 2,000 円減額し、 奥多摩処理区下水道事業繰入金について同額を追加するもので、繰入金及び歳入の合計額 については変更がございません。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、修繕費の減に伴い、208 万 7,000 円を減額、事業費のうち、下水道事業費は、人件費の増に伴い、208 万 7,000 円を追加するもので、歳出の合計額並びに予算総額に変更はございません。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

以上で、議案第49号から議案第55号までの7会計について補正予算の提案のご説明を させていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご 審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(原島 幸次君) 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってい ただくようお願いいたします。

はじめに、議案第 49 号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。 ○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 49 号 令和3年度奥多摩町一般会 計補正予算(第2号)の内容につきましてご説明いたします。

はじめに、7ページをご覧ください。歳入でございます。

款 10 地方交付税 3 億 6,425 万 1,000 円の増は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものであり、補正後の普通交付税交付額は、18 億 6,425 万 1,000 円となるものです。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、款13使用料及び手数料です。

項 01 使用料、目 04 商工使用料 27 万 9,000 円の増額は、節 01 観光施設使用料で、説明欄記載の峰谷川渓流釣場の使用料を計上するものです。峰谷川渓流釣場の管理棟などの建物については、今まで使用していなかったため、建物に係る使用料は免除としておりましたが、指定管理者である小河内漁業協同組合から使用の申し出があったことから、新たに計上するものです。

○福祉保健課長(菊池 良君) 次に、款 14 国庫支出金です。

項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金、節 02 児童福祉費負担金 5 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の負担金、私立幼稚園児に対する預かり保育の 1 名分、非課税世帯の満3歳児未満の利用を見込み、その 2 分の 1 の補助金を計上するものです。

目 02 衛生費国庫負担金、節 01 保健衛生費負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する経費として、繰越明許費分 1,086 万 4,000 円を増額するものです。

○住民課長(加藤 芳幸君) 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金 26 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の補助金となりますが、戸籍システムをマイナンバー制度に対応するための改修費用に係る補助金となります。

○福祉保健課長(菊池 良君) 目 02 民生費国庫補助金、節 02 児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金で、新型コロナウイルス感染症対策として氷川学童、古里学童保育分、ファミリー・サポート・センター分 36 万 7,000 円を増額し、保育対策総合支援事業補助金で、保育環境改善等事業新型コロナウイルス感染症対策支援として氷川保育園、古里保育園の 2 施設分 50 万円、 2 分の 1 を増額するものです。

次に、目 03 衛生費国庫補助金、節 01 保健衛生費補助金では、説明欄記載の補助金 693 万円を増額するものです。

以上で、国庫支出金を終わります。

8ページをご覧ください。 款 15 都支出金です。 項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金、 節 02 児童福祉費負担金 2 万 9,000 円の増額は、国庫負担金同様、私立幼稚園児に対する 預かり保育料補助金として、その 4 分の 1 の補助金を計上するものです。

項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金、節 01 社会福祉費補助金では、説明欄記載の補助金、福祉モノレール整備事業充当分として、その 2 分の 1 の 125 万円を増額するものです。

節 02 児童福祉費補助金では、国庫補助金同様、説明欄記載の交付金、新型コロナウイルス感染症対策支援事業として、氷川学童、古里学童保育分、ファミリー・サポート・センター分 36 万 7,000 円の増額をするものです。

- ○教育課長(岡野 敏行君) 目 08 教育費都補助金、節 01 教育総務費補助金 56 万 4,000 円の増額は、社会の力活用事業補助金を皆増するもので、後ほど歳出でも説明いたしますが、小学校の特別非常勤講師の報酬に対する補助金で、補助率は100%です。
- ○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、項 03 都委託金、目 04 農林水産業費委託金 25万 5,000円の増額及び次の目 05 商工費委託金 94万 7,000円の増額は、令和 3 年度の都民の森及び山のふるさと村の都委託金の額の確定によるものでございます。
- ○福祉保健課長(菊池 良君) 款 18 繰入金です。

項 01 特別会計繰入金、目 01 介護保険特別会計繰入金 142 万 4,000 円の増額は、介護保険特別会計の決算の確定に伴い、一般会計から介護会計に繰り出していた額について超過

分が返還されるものです。

○住民課長(加藤 芳幸君) 目 02 後期高齢者医療特別会計繰入金 84 万 7,000 円の増額 は、令和 2 年度葬祭費支給事業受託金額の確定により、不足分について広域連合から後期 高齢者医療特別会計に追加交付されたものと未収金補填分負担金の還付された額を一般会計に戻し入れるものです。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 9ページをご覧ください。次の項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金3億 5,000 万円の減は、財源不足により、財政調整基金から所要 額を取り崩していたものを財源調整により、当該基金に戻し入れするものです。

次の目 07 森林環境整備基金繰入金 270 万円の皆増は、既に歳出で予算化しております 説明欄記載の東京都森林経営管理制度協議会負担金に 240 万円を、森林クラウドシステム 負担金に 30 万円をそれぞれ繰り入れし、当該事業に充当するものです。

次の款 19 繰越金は、 2 億 1,435 万 4,000 円の増で、前年度繰越金が確定したことに伴う増です。

なお、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1以上に相当する額を積み立て なければならないため、歳出で2分の1相当額を計上しております。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、款 20 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 森林 再生事業受託収入 39 万 4,000 円の減額及び次の目 02 水の浸透を高める枝打ち事業受託収 入 69 万 5,000 円の減額は、ともに東京都との契約額の確定によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長(天野 成浩君) それでは、タブレット 10 ページからは、歳出に入らせていただきます。

その前に人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。タブレットの 31 ページ、給与費明細書をご覧ください。

31 ページは、1、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。給与費の報酬のその他5万3,000円の増額は、経済センサス統計調査にかかわる調査員の報酬確定に伴い計上するものでございます。次のその他の手当の3万円の増額は、長等で、町長、副町長の年間所要額の調整によるもの、給与費計では8万3,000円の増額となり、その隣の共済費は40万円の増額で、年間の所要額を見込み、合計では48万3,000円を増額するものでございます。

次に、32 ページをご覧ください。 2、一般職 (1) の総括でございます。内訳といた しまして次の 33 ページ、ア常勤職員と 34 ページのイ会計年度任用職員の総括となります ので、はじめに、33 ページのア常勤職員から説明させていただきます。比較の欄ですが、職員数の変更はございません。給与費で給与は、16 万 4,000 円の減額、次の職員手当の1,158 万 3,000 円の増額は、年間所要額を見込むもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で扶養手当の 38 万円の増額は、出産及び扶養者の増加によるもの、次の地域手当の 30 万 5,000 円の増額は、年間所要額を見込み、次の住居手当の 33 万円の増額は、受給者の発生によるもので、1つ飛ばしまして、超過勤務手当の 626 万 4,000 円の増額は、人事異動等の年間所要額の調整によるもの、次の通勤手当の 88 万 3,000 円の増額は、当初予算の不足分の計上及び通勤経路の変更によるものです。下段の区分をお願いします。期末勤勉手当の 315 万 6,000 円の増額は、人事異動等による所要額の調整によるもの、次の退職手当組合負担金の 58 万円の増額は、年間所要額を見込み、次の児童手当の 31 万 5,000 円の減額は、受給者変更によるもので、上段にお戻りいただき、給与費計では1,141 万 9,000 円となり、隣の共済費の 824 万円の増額は、年間所要額を見込み、合計では1,965 万 9,000 円を見込むものでございます。

次に、34 ページをご覧ください。イ会計年度任用職員でございます。比較の欄で、職員数は、フルタイム会計年度任用職員数は8人で変更ございません。括弧内のパートタイム会計年度任用職員数で1人増員となるもので、氷川小学校外国語活動特別非常勤講師を1人任用することから、補正後の人数を143人とするものでございます。次に、給与費で報酬の358万8,000円の増額は、広報費、教育指導費、筋力向上トレーニング施設事業費及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費にかかわるパートタイム会計年度任用職員の報酬を増額するもので、2つ飛ばして給与費計では358万8,000円の増額となり、隣の共済費の85万9,000円の増額は、年間所要額を調整するもので、合計では444万7,000円の増額となるものでございます。

最後に、32 ページの2、一般職の(1)総括にお戻りください。ただいまご説明いたしましたア常勤職員とイ会計年度任用職員の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみご説明させていただきます。比較の欄の職員数の(1)の増は、パートタイム会計年度任用職員によるもので、次の給与費の報酬は、358万8,000円の増額、次の給料は、16万4,000円の減額、次の職員手当は、1,158万3,000円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当は、38万円の増額、地域手当は、30万5,000円の増額、次の住居手当は、33万円の増額、1つ飛ばして超過勤務手当は、626万4,000円の増額、次の通勤手当は、88万3,000円の増額で、下段に移り、期末勤勉手当は、315万6,000円の増額、次の退職手当組合負担金は、58万円の増額、次の児童手当は、31万

5,000 円の減額、上段にお戻りいただき、給与費計では 1,500 万 7,000 円の増額となり、 隣の共済費は、909 万 9,000 円の増額で、合計では 2,410 万 6,000 円の増額となるもので ございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

タブレットの補正予算書10ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長(原島 滋隆君) 10ページからは歳出となります。

はじめに、款 01 議会費は、総額 12 万 9,000 円の増額を計上するもので、内訳として、 事業(01)議会事務局費は、職員人件費により 9 万円の増額を、次の事業(02)議会運営費は、議事録作成支援システム使用料 3 万 9,000 円の増額を見込むものです。

以上で、款01の説明を終わります。

○総務課長(天野 成浩君) 次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で 1,123 万円の増額となります。内訳として、(01) 一般管理費は、1,125 万 2,000 円の増額で、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費の増額は、人件費の調整によるものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。事業番号(04) 庁舎管理費は、2万 2,000 円の減額で、節 12 委託料で電話機増設に伴い、説明欄記載の電話設備保守委託を1万 1,000 円増額し、次の節 13 使用料及び賃借料は、執務室の芳香器の撤去に伴い、トイレ芳香器等使用料を3万3,000 円減額するものでございます。

次に、目 03、(01) 広報費は、46 万円の増額となります。内訳ですが、節 01 報酬 45 万円の増額と節 08 旅費 1 万円の増額は、防災行政無線に関わる会計年度任用職員の年間 所要額を見込むものでございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の目 06 財産管理費 962 万 7,000 円の増は、内訳としまして、節 12 委託料が 62 万 7,000 円の皆増で、これは説明欄記載の棚沢字反タ平 364 番地 1 ほか 2 筆、具体的には鳩ノ巣駅下の国道からバンガロー側の多摩川に降りていく途中にございます町有地におきまして、若者定住応援住宅を含め、4 軒の家屋が建っておりますが、土地の境界が現況と一致していない等のため、測量等を実施するものです。

次の節 14 工事請負費 900 万円の皆増は、説明欄にございます氷川字小留浦地内町有地の舗装工事を実施するもので、これは琴清苑の建て替えに伴い、旧琴清苑の解体が完了し、当該敷地が町に寄附されましたが、今後、町が維持管理する上で一部路面舗装及び排水施設の整備が必要であるため、当該工事を実施するものです。

○総務課長(天野 成浩君) 次に、目 08 電子計算費、(01)電子計算管理費は、4万

5,000 円の増額となり、節 13 使用料及び賃借料で、タブレット端末及びWi-Fiルーターの各1台分の機器使用料を計上するものでございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の目 10 基金運用費 1 億 717 万 8,000 円の増は、内訳としまして、(01) 財政調整基金費が 1 億 717 万 7,000 円の増で、これは歳入の款 19 繰越金でご説明しました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるため計上するもので、12 ページをご覧ください。次の(05) 新型コロナウイルス感染症対策基金 1,000 円の皆増は、説明欄記載の当該基金利子分を積み立てするものです。

○総務課長(天野 成浩君) 次に、目 11 車両費、 (01) 車両管理費は、69 万円の増額となります。内訳として、節 10 需用費 14 万 6,000 円の増額は、庁用バスのスタッドレスタイヤを計上し、次の節 11 役務費 8 万 2,000 円の増額は、車両管理諸費として庁用車に搭載されております機器の受信料等を計上し、次の節 17 備品購入費 46 万 2,000 円の増額は、庁用バスのドライブレコーダーと庁用車 5 台分のドライブレコーダーを計上するものでございます。

○住民課長(加藤 芳幸君) 次に、項 02 徴税費、目 01 税務総務費 89 万 7,000 円の減額及び次の項 03 戸籍住民基本台帳費 273 万 4,000 円の増額は、いずれも給与等職員人件費の所要額の調整によるものです。

○総務課長(天野 成浩君) 次に、項 04 選挙費、目 01、(01)選挙管理委員会費は、18万円の増額で、節 03 職員手当等は、人件費の調整によるものです。

次に、項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費は、(01) 経済センサス統計調査費で、東京都からの交付決定に伴い、節 01 報酬から節 10 需用費までの説明欄記載の予算項目において組み替えを行うもので、調査費総額の補正はございません。

次に、項 06、目 01 監査委員費 6 万円の増額は、次の 14 ページをご覧ください。内訳として、節 03 職員手当等と節 04 共済費は、人件費の調整によるものでございます。

以上で、款02総務費の説明を終わります。

○議長(原島 幸次君) お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開といたします。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 49 号、14 ページの歳出の款の 03 民生費から説明をお願いいたします。福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) それでは、14 ページをご覧ください。款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、事業番号(01) 社会福祉総務費 42 万 3,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費まで、職員人件費の調整によるものです。

事業番号 (16) 国民健康保険事業費 33 万 5,000 円の増額も職員人件費の調整によるものです。

目 02 老人福祉費、事業番号(14)福祉モノレール等整備事業費、節 14 工事請負費 250 万円の増額は、福祉モノレールを上半期に 1 件新設をしたため、追加措置に対応するよう 計上をするものです。

15 ページをご覧ください。事業番号 (20) 介護保険事業費では、節 03 職員手当等と節 04 共済費は、職員人件費について所要額を調整するもので、節 22 償還金・利子及び割引 料 29 万 2,000 円の増額は、令和 2 年度介護保険特別会計の決算の確定に伴い、国都の低 所得者保険料軽減事業補助金を返還するものです。

節 27 繰出金 316 万 3,000 円の減額は、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものですが、詳細につきましては、介護保険特別会計でご説明いたします。

次に、(24) 筋力向上トレーニング施設事業費 108 万 9,000 円の減額は、新たに古里地区で筋力向上トレーニングを行うための事業費で、節 01 報酬 84 万円の増額は、会計年度任用職員の指導員の報酬 2 名分を見込み、節 08 旅費 1 万 5,000 円の増額は、指導員の費用弁償を見込み、節 12 委託料 194 万 4,000 円の減額は、会計年度任用職員の指導員を配置することにより、施設管理委託料を皆減するものです。

目 03 心身障害者福祉費、(17) 障害者地域活動支援センター事業費、節 12 委託料 4,000 円の増額は、消防設備保守点検費の増額によるものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 02 児童措置費です。16 ページをご覧ください。事業番号 (01) 保育所措置費、節 10 需用費 5 万 2,000 円の増額は、子ども・子育て支援システムの変更による新規納付書の印刷費として計上するもので、節 18 負担金・補助及び交付金 111 万 4,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、私立幼稚園児に対する預かり保育料補助金、満 3 歳児の非課税世帯の子どもに対しての補助として 11 万 4,000 円を皆増し、新型コロナウイルス感染症対策で保育対策総合支援事業費補助金として、氷川保育園、古里保

育園に50万円ずつ補助するため、100万円を計上するものです。

節 22 償還金・利子及び割引料 6 万 8,000 円の増額は、令和 2 年度決算の確定に伴い、 幼児教育・保育無償化実施事業費補助金返還金を増額するものです。

目 03 児童健全育成事業費、事業番号(01) 放課後児童健全育成事業費、節 10 需用費、消耗品費 40 万円の増額は、氷川・古里学童会の消毒用アルコール等購入費を計上するもので、節 17 備品購入費 40 万円の増額は、氷川・古里学童会の空気清浄機等の購入費を計上するものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業費、17 ページをご覧ください。 (01) 子ども家庭支援センター事業費、節 02 給料から節 14 共済費は、職員人件費の調整によるもので、節 07 報償費 2 万 3,000 円の増額は、子育てサロン時託児謝礼、ママヨガ時託児謝礼、いずれもファミリー・サポート会員へ依頼分を計上するものでございます。

(02) ファミリー・サポート・センター事業費、節 10 需用費、消耗品費 10 万円の増額は、感染症対策支援補助金を活用し、消毒用アルコール等購入費を計上するもので、節 17 備品購入費 20 万円の増額は、空気清浄機等の購入費を計上するものです。

節 22 償還金・利子及び割引料 11 万 5,000 円の増額は、令和 2 年度決算の確定に伴い、 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金返還金を増額するものです。

項 03 国民年金費、目 01 国民年金総務費 6 万 6,000 円の増額は、職員人件費の調整によるものです。

以上で、民生費を終わります。

18 ページをご覧ください。款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、 (01) 保健衛生総務費では、節 02 給料、節 03 職員手当等は、職員人件費について所要額 を調整するもので、節 08 旅費では、実績により 1 万 6,000 円を増額するものです。

目 02 予防費、事業番号 (15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節 01 報酬では、集団接種会場での医療従事者、会計年度任用職員の報酬を 10 月までの集団接種期間分 188 万 8,000 円を計上するもので、節 03 職員手当等では、一般職員の超過勤務手当を 100 万円増額し、節 10 需用費、消耗品費 40 万円の増額は、消毒液、フェイスシールド、クリアファイルなど、集団接種会場での消耗品の購入費を計上、節 12 委託料では、大規模集団接種として古里小学校体育館を使用する際の会場運営費として会場備品調達費、設営費など 600 万円を計上するものです。

目 03 母子保健事業費です。事業番号(12)乳幼児歯科相談・歯科健診事業費、節 01 報酬、節 12 委託料は、健診を行う歯科衛生士について委託料から会計年度任用職員報酬に

科目間の調整を行うもので、それぞれ増減をするものでございます。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、19 ページをお開き願います。目 04 環境衛生費 30 万 9,000 円の減額は、事業 (01) 環境衛生総務費において節 02 給料を 76 万 5,000 円 減額し、節 03 職員手当等を 45 万 6,000 円増額するもので、人件費の調整によるものでございます。

次に、項02清掃費、目01清掃総務費8万円の増額は、事業(01)清掃総務費において 節03職員手当等を2万円増額し、節04共済費を6万円増額するもので、人件費の調整に よるものでございます。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、 事業 (01) 農業推進協議会費 86 万円の増額は、節 03 職員手当等から節 04 共済費までの 人件費の調整によるものです。

次に、目 02 農業総務費、事業 (02) 農作物有害鳥獣対策事業費 67 万 9,000 円の増額は、 節 12 委託料で、説明欄記載のツキノワグマ被害対策パンフレットの作成費として 55 万 8,000 円を新たに計上するものでございます。

20 ページをお願いいたします。節 17 備品購入費は、説明欄記載のくくりわな 20 基の購入費として 12 万 1,000 円を新たに計上するものです。

次に、目 03 農業振興費、事業 (03) 体験農園管理運営事業費 7万 9,000 円の増額は、 節 04 共済費の人件費の調整によるものと、節 08 旅費の会計年度任用職員の費用弁償を見 込むもので、次の節 10 需用費 1 万 1,000 円の計上は、説明欄記載の修繕費を増額するも ので、車両の修繕費を計上するものでございます。

- ○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、目 04 農地費の 150 万円の増額は、事業 (01) 農道維持管理費の節 14 工事請負費を増額するもので、役場対岸の氷川地内横道農道の路 面舗装クラックひび割れに伴う維持補修工事を見込むものでございます。
- ○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、項 02 林業費、目 01 林業総務費、事業(01) 林業総務費 25 万円の増額は、節 04 共済費で、人件費の調整によるものです。

次に、事業(02) 都民の森管理運営事業特別会計繰出事業費25万5,000円の増額は、都委託金の額の確定によるもので、一般会計から都民の森管理運営事業特別会計へ繰り出しを行うものです。

次に、目 02 林業振興費です。21 ページをお願いいたします。事業 (01) 林業振興総務 費は、財源の組み替えによるもので、予算の増減はございません。 次に、目 03 森林費、事業 (01) 森林保全・活用総務費 7 万 3,000 円の増額は、節 03 職員手当等で、人件費の調整を行うもので、次の節 10 需用費は、修繕費 2 万円を増額するもので、モノレールの V ベルトの交換修繕を行うもの、次の節 18 負担金・補助及び交付金は、森林保安員 2 名分のチェーンソー講習会参加に係る負担金として 3 万 3,000 円を計上するものです。

次に、事業 (02) 多摩の森林再生事業費 39 万 4,000 円の減額及び事業 (04) 水の浸透 を高める枝打ち事業費 69 万 5,000 円の減額は、歳入でご説明いたしました東京都との契 約額の確定により、それぞれ減額分を調整するものです。

22 ページをお願いいたします。事業 (05) 森林セラピー事業費 3 万 2,000 円の増額は、 節 17 備品購入費で、セラピーステーションの消火器の更新が必要となったため、消火器 3本分の購入費を計上するものです。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、目 04 林道治山費 1,000 万円の増額は、事業 (01) 林道維持管理費の節 14 工事請負費を増額するもので、町管理の林道 5 路線について維持補修工事を見込むもので、海沢線林道では路面補修工事を予定し、氷川地内安寺沢線林道では土留め及び排水施設の補修工事を見込み、大沢地内イヤ入り線林道及び棚沢地内西川線林道では斜面の対策工事を見込み、大丹波地内名坂線林道では防護柵の維持補修工事を見込むことで 1,000 万円の増額を計上するものでございます。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、項 03 水産業費、目 01、事業(01) 水産業総務費 60 万 9,000 円の増額は、節 03 職員手当等から節 04 共済費までの人件費の調整によるものと節 13 使用料及び賃借料は、パソコンのリース料を計上するものです。

次に、事業(02) 内水面漁業環境活用施設整備事業費 2,000 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載の大沢国際釣場のバーベキュー施設上部の大岩で崩落の危険があることが判明したため、転落防止ネット被覆工事を行い、安全対策を講じるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

23 ページをお願いいたします。次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業 (01) 観光総務費 37 万 5,000 円の減額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、事業(06)山のふるさと村管理運営事業特別会計繰出事業費802万3,000円の増額は、都委託金の額の確定に伴う94万7,000円の増額のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、施設の休館による野営場使用料等の大幅な減額が見込まれることから、減額見込分の707万6,000円を補填するため、一般会計から山のふるさと村管

理運営事業特別会計へ合わせて802万3,000円の繰り出しを行うものです。

次に、事業 (07) 観光施設等整備基金費 27 万 9,000 円の増額は、歳入でご説明いたしました峰谷川渓流釣場の使用料を当該基金へ積み立てるものです。

次に、目 02 観光施設費、事業 (01) 観光施設維持管理費 369 万 7,000 円の増額は、節 10 需用費で、冬季における観光施設の修繕費を見込むもので、次の節 12 委託料は、説明 欄記載の観光駐車場等交通誘導委託について、令和 3 年第 2 回定例会において一般会計補 正予算 (第 1 号) においてご決定をいただきましたが、8 月のお盆シーズンの対応として 当初予定していた人数と日数を増やした対応としたため増額を行うものでございます。

次に、事業(02)観光施設整備事業費600万円の増額は、内訳として、節12委託料は、 説明欄記載の森林資源を活用した魅力創出事業委託を400万円増額し、事業費を600万円 とするもので、むかし道など景観伐採の実施を見込むもので、次の節14工事請負費200 万円の増額は、冬季の観光施設の補修工事を見込むものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、24ページをお開き願います。款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 582 万 8,000 円の増額は、内訳といたしまして、事業(01)土木総務費 182 万 8,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費まで人件費の調整によるもので、次に、事業(03)登記事務費 400 万円の増額は、節 12 委託料を増額するもので、水道一元化に伴い、東京都に移管した水道用地につきまして相続等により、所有権移転が未処理となっている氷川地内槐木第 1、第 2 配水場の水道用地及び境地内境配水場の水道用地に係る測量調査費を計上するものでございます。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 2,500 万円の増額は、事業 (01) 道路維持費 の節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理いたします町道及び支線におきまして老 朽化した道路施設の維持補修や安全対策を図るため計上するもので、年度工期における道路維持補修工事の実施に備え、増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 1,100 万円の増額は、事業(02) 町単独道路新設改良事業費の節 14 工事請負費を増額するもので、海沢地内の多摩川南岸道路交差点からクリーンセンターを経由し、大加地区へ通じる町道神庭大加線におきまして、隣接する地権者様から海沢 808 番地 1 及び 816 番地 1 の土地の一部を町に提供いただきましたことから、車両のすれ違いのための局所拡幅工事を新たに見込むものでございます。

次に、25 ページをお開き願います。項 03 河川費、目 02 河川維持費 800 万円の増額は、 事業(01) 河川維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、台風や集中豪雨等の発生に よる河川災害に備え、梅沢地内の水路及び小丹波地内西沢水路におきまして水路内の土砂 排除、倒木処理及び護岸構造物の補修等の工事費を計上するものでございます。

次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 319 万 9,000 円の増額は、内訳として、事業 (02) 町営・公営住宅管理費 251 万 2,000 円の増額は、節 03 職員手当等を人件費の調整 により 51 万 2,000 円増額し、次の節 10 需用費では、町・公営住宅の入退去に伴う空家修繕 2 軒及び各住宅の水回り等の一般修繕として 200 万円の増額を計上するものでございます。

○若者定住推進課長(新島 和貴君) 次に、事業(03) 町営若者住宅管理費 68 万 7,000 円の増額は、給料など所要額の調整によるものです。

次に、目 02 住宅建設費、事業 (03) 町営若者住宅等建設事業費、節 14 工事請負費 90 万円の増額は、氷川 (大氷川) 地内町営若者住宅擁壁補修工事の増で、内容は、残土総分量が当初の計画数量より増えたこと及び隣接している住宅が近いことから、一部掘削を機械掘りから人力に変更したことにより、工事費が増額するものです。

以上で、款08住宅費の説明を終わります。

〇総務課長(天野 成浩君) 次に、26 ページをご覧ください。 款 09 消防費でございます。 項 01 消防費、目 02 非常備消防費は、総額 71 万 9,000 円の増額となります。内訳として、 (01) 非常備消防総務費 40 万円の増額は、節 04 共済費に関わる人件費の調整によるものでございます。

次の (02) 消防団費 31 万 9,000 円の増額は、節 10 需用費で、01 消耗品費 16 万 5,000 円の計上は、新入団員の募集を行うため、のぼり旗を 50 枚購入するものでございます。 次の 06 修繕費 15 万 4,000 円の計上は、ポンプ自動車に小型動力ポンプを取り付ける台座 を改良するための修繕費を計上するものでございます。

次に、目 03 消防施設費、(02) 町単独消防施設整備事業費は、95 万 5,000 円の増額で、 節 14 工事請負費として、海沢地内の詰所横に設置されております火の見櫓が老朽化で危 険なため、解体撤去を行うことから、海沢火の見櫓解体工事費を計上するものでございま す。

次に、目 04、(01) 防災費は、61 万 6,000 円の増額で、節 14 工事請負費として、大沢 地内に設置されております備蓄倉庫が地盤沈下のため、支障を来していることから、大沢 防災備蓄倉庫基礎補強工事費を計上するものでございます。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長(岡野 敏行君) 次に、款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 02 事務局

費、事業 (01) 事務局費、節 02 給料 13 万 5,000 円の減額と節 03 職員手当等 7 万 2,000 円の減額、27 ページをご覧ください。節 04 共済費 23 万円の増額は、それぞれ人件費の 調整によるものです。

目 03 教育指導費、事業 (01) 教育指導費、節 01 報酬 31 万円の増額と節 08 旅費 4 万 4,000 円の増額は、歳入で説明しました社会の力活用事業補助金を利用した氷川小学校 3 、 4 年生の英語特別非常勤講師の報酬等の増と移動教室の看護師報酬を委託に変更しようと する減によるものです。

節 12 委託料 77 万 9,000 円の増額は、氷川小学校の外国語指導助手の交代により、新しい外国語指導助手の入国時の支援業務を委託しようとするもの及び移動教室の看護師報酬を委託に変更しようとする増によるものです。

節 18 負担金・補助及び交付金 17 万円の増額は、外国語指導助手が帰国する際の渡航費 に関する負担金が新型コロナウイルス感染拡大の影響で航空運賃が高騰したことにより増 額したことによるものです。

項 02 小学校費、目 02 教育振興費、事業 (04) 氷川小学校教育振興事業費、節 17 備品購入費 6 万 6,000 円の増額は、購入を予定している木製書架の価格が上昇したことによるものです。

項 03 中学校費、目 01 学校管理費、28 ページをご覧ください。事業(02) 奥多摩中学校管理費、節 17 備品購入費 33 万円の増額は、体育館用のストーブが老朽化により故障が多発しているため更新しようとするものです。

項 04 給食費、目 01 給食管理費、事業(01) 給食管理費、節 02 給料 9 万 3,000 円の増額と節 03 職員手当等 10 万 7,000 円の増額、節 04 共済費 45 万円の増額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費、事業 (01) 社会教育総務費、節 02 給料 54 万 5,000 円の減額と節 03 職員手当 37 万 2,000 円の減額は、人件費の調整によるものです。

節 10 需用費 20 万円の増額は、寸庭陶芸庫のガス窯が故障しているため修理しようとするものです。

29 ページをご覧ください。目 03 文化財保護費、事業 (01) 文化財保護事業費、節 04 共済費 14 万 4,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

節 10 需用費、01 消耗品費 5 万円の増額は、水と緑のふれあい館郷土資料展示コーナーの展示会を行った際に使用した保護用紙、洗浄剤、防虫剤の使用量が多く、今後、不足が予想されるため、追加で購入しようとするものです。

節 17 備品購入費8万円の増額は、フィルム資料保存用のフィルムスキャナーが故障したため、購入しようとするものです。

目 04 水と緑のふれあい館事業費、事業 (01) 水と緑のふれあい館事業費、節 04 共済費 31 万 5,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

目 07 森林館費、事業 (01) 森林館事業費、節 12 委託料 500 万円の減額と節 14 工事請負費 500 万円の増額は、森林館の駐車場地盤沈下について東京都と協議したところ、地盤沈下が進んだ場合、今後、都に工事等の対処をしていただけることになりましたが、敷地内の地盤沈下付近に立つ町が設置した引込用電柱が西側に傾斜しており、移設等の対処をする必要があるため、電柱を建物の東側に移設しようとするものです。

以上で、款10教育費の説明を終わります。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次は、款 12 公債費でございます。内訳としまして、30 ページにかけまして項 01 公債費、目 01 元金、(01) 長期債元金償還費が 85 万 8,000円の増、目 02 利子、(01) 長期債利子償還費が 190 万 7,000円の減で、主な要因は、借り入れ時の規定に基づき、臨時財政対策債の借り入れ後 10 年経過による利率見直しを行うもので、当初の借り入れ時の利率 1.20%から 0.04%への利率の見直しを行い、公債費が減となるものであり、今回の利率見直しにより、償還終了までの総額では 1,040 万円ほどの削減が図られることとなります。

次の款 14 予備費 370 万 1,000 円の増は、現下のコロナ禍の状況等を鑑み、今後の財政 需要への対応も考慮し、財源調整の上、増額するものです。

次に、ページが飛びますが、35 ページをご覧ください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、30 ページの歳出、款 12、目 01 元金 85 万 8,000 円の増額及び令和2年度末に借り入れしました減収補填債の起債額確定を反映したものです。

表中、左上には区分欄がありますが、その2つ右側の前年度末現在高欄の一番下から2つ目の(4)減収補填債の欄では、当初は514万1,000円の借り入れ予定であったものが額確定により、163万9,000円減の350万2,000円に、その2つ右側、当該年度中増減見込額のうち、当該年度中元金償還見込額の欄の一番下から3つ目の(3)臨時財政対策の欄では85万8,000円が加算された1億8,539万2,000円となっております。これらに伴い、関連する表の中の合計欄等の額が増減されております。

以上をもちまして議案第49号 令和3年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

○議長(原島 幸次君) 以上で、議案第49号の説明は終わりました。

次に、議案第50号及び議案第51号について説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) それでは、議案第 50 号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。補正予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 森の家使用料 93 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都からの指示により、施設の休館や宿泊イベントを中止したことから収入見込額を減額するものでございます。

次に、款 02 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 25 万 5,000 円の増額は、 一般会計の都委託金でご説明いたしました都民の森管理運営委託金の額の確定に伴う増で、 一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次に、款 03 諸収入、項 02 雑入、目 02 実費徴収金 21 万 8,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宿泊イベントを中止したため、イベント参加者からいただいている体験資料料などの収入見込額を減額するものでございます。

次に、款 04、項 01、目 01 繰越金 569 万 3,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ7ページをお願いいたします。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 02、事業 (01) 事業費 480 万円の増額で、節 10 需用費 450 万円の増額は、説明欄記載の 01 消耗品費 120 万円の増額で、新型コロナウイルス感染防止対策に係る消毒液などの消耗品の購入費を、06 修繕費 330 万円の増額は、収穫の広場、石積みの修繕費などを見込み、それぞれ増額するもので、節 17 備品購入費 30 万円の増額は、施設管理やイベント時に使用する備品の購入費を計上するものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 51 号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明をいたします。6ページをお開きください。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 野営場使用料 588 万 8,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都からの指示により、令和 3 年 5 月末まで全施設を休館としたこと及び 6 月 21 日からキャンプ場、ケビンサイト、テントサイトの営業を再開いたしましたが、バーベキューサイトの利用禁止や酒類の販売及び持ち込

みを禁止とした影響もあり、利用者数が減少したことなどから、その収入見込額を減額するものでございます。

次に、款 02 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 802 万 3,000 円の増額 は、一般会計の都委託金でご説明いたしましたが、山のふるさと村管理運営委託金の額の 確定に伴い、94 万 7,000 円を増額するほか、施設休館やキャンプ場利用者の減少等による利用料等の大幅な減額見込みに伴い、その不足分を補填するため、一般会計から 707 万 6,000 円の繰り入れを行うものでございます。

次に、款 03 諸収入、項 02 雑入、目 02 実費徴収金 118 万 8,000 円の減額は、説明欄記載のクラフト教室の体験料の実費分で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、施設を休館としたこと及び6月 21 日より順次クラフト教室を再開いたしましたが、感染防止対策のため、人数制限を行ったことなどから、その収入見込額を減額するものでございます。

次に、款 04、項 01、目 01 繰越金 241 万 5,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01 総務費、項 02、目 01、事業 (01) 利用管理費 336 万 2,000 円の増額は、節 10 需用費 268 万 3,000 円の増額で、説明欄記載の 01 消耗品費 50 万円の増額は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る消毒液などの消耗品費の購入費を、06 修繕費 218 万 3,000 円の増額は、受電設備ほか施設や設備の修繕費を見込むものです。

次に、節 12 委託料 38 万円の増額は、浄水場ろ過池の活性炭の処分に係る費用を新たに 計上し、次の節 17 備品購入費 29 万 9,000 円の増額は、施設管理用備品としてレストラン の冷凍ショーケースを更新するための費用を計上するものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

- ○議長(原島 幸次君) 以上で、議案第50号及び議案第51号の説明は終わりました。 次に、議案第52号及び議案第53号についての説明を求めます。住民課長。
- ○住民課長(加藤 芳幸君) それでは、議案第 52 号 令和3年度奥多摩町国民健康保 険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明させていただきます。補正予算書6ペ ージをお願いします。はじめに歳入です。

款 01 国民健康保険税、項 01、目 01 一般被保険者国民健康保険税 308 万円の増額は、 当初課税額確定に伴い、節 01 医療給付費現年課税分 217 万 6,000 円、節 02 後期高齢者支援金現年課税分 58 万 8,000 円、節 03 介護納付金現年課税分 31 万 6,000 円をそれぞれ増 額するものです。

次の款 06 繰越金、項 01、目 02 その他繰越金は、前年度繰越金の額確定により 1,348 万円の増額を見込み、その他繰越金の計を 2,883 万 4,000 円とするものです。

歳入は以上となります。

次の7ページをお願いします。歳出です。

款 02 保険給付費、項 07 傷病手当金、事業 (01) 傷病手当金 57 万 9,000 円の増額は、 説明欄記載の傷病手当金を増額するもので、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金 につきまして令和 2 年度同様の対応をするため、皆増するものです。

次の款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金 1,598 万 1,000 円の増額は、 令和 2 年度会計実績により、国都支出金及び療養給付費交付金の超過交付分を返還する必要が生じることから、概算所要額について計上するものです。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

次に、議案第 53 号 令和 3 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてご説明いたします。補正予算書6ページをお願いいたします。

款 01 保険料、項 01 後期高齢者医療保険料、目 01 後期高齢者医療保険料 40 万 4,000 円の減額は、当初賦課確定額によるもので、内訳としまして、節 01 現年度分特別徴収保険料が 288 万 4,000 円の増額、節 02 現年度分普通徴収保険料が 281 万 8,000 円の減額、節 03 滞納繰越分普通徴収保険料が 47 万円の減額となります。

次の款 04 繰越金、項 01、目 01 前年度繰越金 610 万 5,000 円の増額は、前年度繰越金 確定によるものです。

次の款 05 諸収入、項 05 雑入 134 万 6000 円の増額は、説明欄記載の未収金補填分として、あらかじめ広域連合へ納付したものから徴収分還付金が確定したため 59 万 6,000 円を増額するもので、次の広域連合葬祭費交付金につきましては、令和 2 年度の実績により、75 万円の追加交付を受けるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次の7ページをお願いします。歳出ですが、はじめに、款02 広域連合納付金、項01 広域連合納付金619万9,000円の増額は、令和3年度後期高齢者医療保険料当初賦課の決定及び療養給付費見込額の増額及び令和2年度葬祭費負担金の額確定に伴い、追加納付金を増額するものです。

次の款 05 諸支出金、項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金 84 万 8,000 円の増額は、令和 2 年度決算に伴う未収金補填分返還金及び葬祭費受託金について一般会計に返還するもの

です。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

- ○議長(原島 幸次君) 以上で、議案第52号及び議案第53号の説明は終わりました。 次に、議案第54号についての説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(菊池 良君) それでは、議案第 54 号 令和3年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。6ページをご覧ください。歳入でございます。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料、節 01 現年度分特別徴収保険料 305 万円の減額、節 02 現年度分普通徴収保険料 18 万 2,000 円の減額は、それぞれ令和 3 年度からの第 8 期介護保険事業計画に基づく介護保険料により、算定した結果により、減額となります。

節 03 滞納繰越分普通徴収保険料については、滞納繰越額の確定により、44 万 7,000 円 を増額するものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金、節 01 現年度分につきましては、負担金の見込みにより 242 万 2,000 円の減額、節 02 過年度分につきましては、窓開けで計上していた額を令和 2 年度決算の確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

次の項 02 国庫補助金、目 01 調整交付金につきましても現年度分につきましては、交付額の見込みにより、114 万 5,000 円の減額、過年度分は、窓開けで計上していた額を令和2年度の決算の確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

目 02 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)においては、交付額の 見込みにより、現年度分で 33 万 9,000 円を減額し、過年度分につきましては、窓開け計 上していた額を令和 2 年度決算の確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

目 03 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)は、交付額の見込みにより、 現年度分で 47 万 5,000 円を減額し、過年度分につきましては、窓開け計上していた額を 令和 2 年度決算の確定に伴い、1,000 円減額するものです。

7ページをご覧ください。目 06 介護保険事業費補助金、節 01 介護保険事業費補助金で、 システム改修事業補助金を 70 万 9,000 円を皆増するものです。

款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金、目 01 介護給付費交付金におきまして交付額の見込みにより、現年度分で 441 万 7,000 円を減額し、過年度分につきましては、窓開け計上していた額を令和 2 年度決算の確定に伴い、1,000 円減額するものです。

目 02 地域支援事業支援交付金では、交付額の見込みにより、現年度分で 36 万 6,000 円

を減額し、過年度分につきましては、窓開け計上していた額を令和2年度決算の確定に伴い、1,000円減額をするものです。

款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金において国庫負担金支払基金 交付金と同様に負担金の見込みにより、現年度分で 289 万 5,000 円を減額し、過年度分に つきましては、窓開けで計上していた額を令和 2 年度決算の確定に伴い、1,000 円を減額 するものです。

項 02 都補助金、目 01 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)では、 現年度分では、交付額の見込みにより、16 万 9,000 円を減額し、過年度分につきまして は、窓開け計上していた 1,000 円を令和 2 年度決算の確定に伴い減額するもので、目 02 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)においても現年度分では、交付額の見 込みにより、23 万 7,000 円を減額し、8ページをご覧ください。過年度分につきまして は、窓開け計上していた 1,000 円を令和 2 年度決算の確定に伴い、減額をするものでござ います。

款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金では、現年度分では、給付額の見込みにより 204 万 5,000 円を減額し、過年度分については、国都支払基金と同様に過年度分の額の確定により、窓開け計上していた 1,000 円を減額し、目 02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)につきましては、現年度分につきましては、地域支援事業費の見込みにより、16 万 9,000 円を減額し、過年度分は、額の確定により、窓開けで計上していた 1,000 円を減額するものでございます。

目 03 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)でも現年度分については、地域支援事業費の見込みにより、23 万 7,000 円を減額し、過年度分は、額の確定により、窓開け計上していた 1,000 円を減額をするものです。

目 05 その他一般会計繰入金では、先ほど説明いたしました、恐れ入りますが、7ページにお戻りください。上段の国庫支出金、目 06 介護保険事業補助金の介護保険システム改修事業補助金 70 万 9,000 円の増額をしたことにより、恐れ入りますが、8ページにお戻りください。この一般会計からの繰入金をその分 70 万 9,000 円を減額をするものでございます。

款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、節 01 使用料で、総合事業介護予防デイサービス事業利用者要支援者対象の負担金を対象者の増を見込み、16 万 8,000 円を増額し、一般高齢者介護予防デイサービス事業利用者非該当の負担金を対象者の回数の減を見込み、4 万 8,000 円減額をするものでございます。

9ページをご覧ください。 款 10 繰越金は、令和2年度の会計の確定により、1,562 万 1,000 円を増額するものでございます。

以上で、歳入を終了いたします。

○議長(原島 幸次君) お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたい と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午前 11 時 56 分休憩 午後 1 時 00 分再開

○議長(原島 幸次君) 午前中に引き続き会議を開きます。 議案第54号、10ページの歳出から説明をお願いいたします。福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) それでは、10 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費、目 01 介護サービス等諸費、事業 (01) 居宅・施設介護サービス等給付費では、節 18 負担金・補助及び交付金において施設介護 サービス等給付費を利用者の減を見込み、1,500 万円を減額するものでございます。

項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費、(01) 介護予防サービス等給付費では、節 18 負担金・補助及び交付金において介護予防サービス給付費を利用者の増を見込み、60 万円を増額するものです。

項 03 その他諸費、目 01 審査支払手数料、(01) 審査支払手数料では、節 12 委託料に おいて保険給付審査支払事務委託料を利用者の増を見込み、4万円を増額するものです。

11 ページをご覧ください。項 05 町特別給付費、目 01 町特別給付費、(01) 町特別給付費では、節 18 負担金・補助及び交付金において配食サービス利用者の増を見込み、80 万円を増額するものでございます。

項 06 特定入所者介護サービス等費、目 01 特定入所者介護サービス等費、(01) 特定入所者介護サービス等費では、節 18 負担金・補助及び交付金において説明欄記載の特定入所者介護サービス利用者の減を見込み、200 万円を減額するものです。

款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、 (01) 介護予防・生活支援サービス事業費では、節 12 委託料、介護予防デイサービス事業委託料で、要支援者の部分になります。利用者の増を見込み、273 万円を増額するものです。

12 ページをご覧ください。節 18 負担金・補助及び交付金では、地域支援事業負担金 (ケアマネジメント事業分) は、保健師人件費を 223 万 5,000 円減額し、地域支援事業負担金 (通所介護相当サービス分) は、利用者の減を見込み、100 万円を減額するものです。 事業 (02) 一般介護予防事業費では、節 12 委託料において介護予防デイサービスで当初の見込みが多かったため、73 万円を減額するものでございます。 こちらの部分の介護予防デイサービスにつきましては、チェックリスト等で非該当になった方の介護予防デイサービスになります。

項 02 包括的支援事業・任意事業費、目 01、事業(01)介護予防ケアマネジメント事業費では、節 18 負担金・補助及び交付金において説明欄記載の社会福祉協議会補助金、専門職人件費分、保健師人件費分 123 万 3,000 円を減額するものです。

款 04 基金積立金、項 01 基金積立金、13 ページをご覧ください。 (01) 介護給付費準備基金積立金 119 万円の増額は、繰越金と滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額について今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置でございます。

款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金、事業 (01) 償還金は、令和 2 年度会計の確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国都 負担金及び支払基金交付金について返還をするため、説明欄記載の返還金として 1,344 万 8,000 円を増額するものです。

項 02 繰出金、事業 (01) 一般会計繰出金は、同じく会計の確定に伴い、一般会計から 介護保険会計に繰り入れていた額について超過分を返還するもので、142 万 4,000 円を増 額するものです。

14 ページをご覧ください。款 07 予備費は、予算調整により、6,000 円を減額するものでございます。

以上で、議案第54号についての説明を終了いたします。

- ○議長(原島 幸次君) 以上で、議案第54号の説明は終わりました。次に、議案第55号についての説明を求めます。環境整備課長。
- ○環境整備課長(坂村 孝成君) 議案第 55 号 令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算書6ページをお開き願います。歳入予算でございます。

款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金につきましては、予算の増減はございませんが、小河内処理区及び奥多摩処理区の歳出補正と合わせ、内訳の収支補

正を行うもので、節 01 下水道事業繰入金の 01 小河内処理区で 72 万 2,000 円を減額し、 02 奥多摩処理区で 72 万 2,000 円を増額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出予算でございます。

増額するもので、人件費の調整によるものでございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 02 維持管理費 208 万 7,000 円の減額は、事業 (01) 維持管理費 (小河内処理区) の節 10 需用費を減額するもので、東京都施工による 国道 411 号線の室沢トンネルから女の湯トンネル間の水道管布設替工事及び舗装打ち替え 工事の内容変更に伴い、マンホール蓋かさ高調整修繕 2 カ所を減額するものでございます。 次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費の 208 万 7,000 円の増額 は、内訳といたしまして、事業 (01) 下水道事業費 (小河内処理区) の 136 万 5,000 円の増額は、節 02 給料で 37 万 1,000 円を増額し、次の節 03 職員手当等では 99 万 4,000 円を

次に、事業 (02) 下水道事業費 (奥多摩処理区) の 72 万 2,000 円の増額は、節 03 職員 手当等で 55 万 2,000 円を増額し、次の節 04 共済費では、17 万円を増額するもので、人 件費の調整によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。給与費明細書でございます。歳出予算でご説明いた しました人件費の内訳でございますので、後ほどご参照をお願いいたします。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○議長(原島 幸次君) 以上で、議案第 55 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第 49 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 50 号から議案第 55 号までについては、歳入歳出を含めて一括して行います。

はじめに、議案第 49 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。 7番、澤本幹 男議員。

○7番(澤本 幹男君) 7番、澤本です。

歳入の7ページあたりでもコロナウイルスワクチン接種負担金というか、いろいろ国や都からも入っていると思うんですけど、コロナ対策費として、例えば8ページで、子ども・子育て支援交付金でもコロナ対策だとか、学校支援関係も入っていると思うんですけど、町としては都や国からコロナ対策費として来た場合に分けるのか、それともコロナ対策とはまた別に、例えば教育費だとか、社会福祉の関係でまた別に来ているのか、またそ

れをちゃんとすべてコロナ対策として、これはコロナ対策の分ですよということで、また 合計としてコロナ対策費として扱って分けているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。 〇議長(原島 幸次君) 企画財政課長。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 7番、澤本議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

一般会計歳入の7ページから8ページということでございまして、新型コロナウイルス関係の歳入、国や都から来ているということで、いろいろ負担金であるとか、事業費補助金というようなことでちょっと多岐に渡っていて分かりにくいという意味合いかなというふうに受け取っておるところなんですけども、こちらに関しましては、6月の第1回の補正予算案1号のほうで、いわゆる地方創生の、国からの臨時交付金というのが6,740万円あったんですけども、これは2年度からの持ち越しといいますか、実際、繰り越しは歳入していないんですけど、国のほうで繰り越したものを6月補正で令和3年度の予算として受け入れるというのを6,740万計上させていただいたんですけども、それについては、大きいところですと、観光産業課のほうで地域応援券を出していますけど、そちらに今使わせていただくという予算の配分をしているんですね。そのほか要綱の中で決められているコロナ対策費、非常に広いんですけども、そこであと2つ、3つというところを充当させていただいて、それはだから、地方創生の臨時交付金というのはある程度自由度が高いと考えていただいていいと思います。

対しまして、今回の補正予算で7ページとかで衛生費の国庫負担金であるとか、国庫補助金の、こちらでいうと接種対策費の負担金であるとか、接種の体制確保事業費補助金というものについては、これはそれ線といいますか、使い道がぴったり決まっているということで国から来ているお金という認識をしていただいてよろしいかと思います。

また、8ページのほうで、子ども関係とか、あるいは説明でもあったかと思うんですけども、学童のほうを使うとかいう話もあったんですけども、あの辺も基本的には使い道が決まっていて、国や都から交付されてくるという交付金、補助金というような形になっておりますので、そのようなご理解をしていただければと思います。

また、2年度もそうですけれども、地方創生の臨時交付金についてはホームページ、あるいは事務報告のほうでも使い道については載せていまして、また、今後、創生臨時交付金については、いわゆる自由度が高いということなので、また何らかの形で、最終になってからなんですけども、お知らせはしていくようになるかと思いますけど、ちょっと使い道がまたいろいろ分かれているということで、済みませんが、そのようにご理解をよろし

くお願いしたいと思います。

○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 49 号の歳出を質疑を行います。質疑はありませんか。 3番、相田恵美子議員。

○3番(相田恵美子君) 3番、相田です。

2つあるんですけれども、1つ目は、ページ 15 ページの款 03 民生費、項 01 社会福祉費の目 02 老人福祉費の事業の中の筋力向上トレーニング施設事業費というところでの節 12 委託料の説明の 01 委託料なんですけれども、古里のほうの筋肉向上トレーニング施設だというふうに理解していますけれども、場所は決まっているんでしょうか。

もう一つ、ページ 29 ページの款 10 教育費、項 05 社会教育費の目 07 森林館費の事業 (01) 森林館事業費のこれも節 12 委託料の中の説明の委託料、森林館宅盤沈下調査委託減というところなんですけども、当初予算のときに私、ご質問させていただいた内容とちょっと違うのかなというふうに思っております、先ほどのご説明で。詳しい説明をいただければなと思います。

以上2点です。

- ○議長(原島 幸次君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(菊池 良君) 3番、相田恵美子議員の質問にお答えさせていただきます。

筋力向上トレーニング施設事業費の委託料の部分なんですが、委託料につきましては、 この部分は皆減するということなんですけれど、場所ということは、予定しているのが J R古里駅前の旧町の出張所の部分、そこで実施する予定をしております。

以上でございます。

- ○議長(原島 幸次君) 教育課長。
- ○教育課長(岡野 敏行君) 3番、相田議員の2点目の質問にお答えさせていただきます。

駐車場の地盤沈下につきましては、森林館が東京都とあと原島昭和様の土地の上に建っておりまして、最初、建物を町が建てたということで町のほうが主体となって地盤の調査をまず行いまして、その後、地権者のほうに善後策を協議するという見込みでございまし

たが、東京都のほうで現地を確認していただいたところ、これは、至急の対応はまだ沈下が急激に拡大する可能性が低いという見立てをいただきまして、地割れにつきましては、 町のほうで応急措置ということで補修材を埋めて対応したということで、その後につきま しては東京都のほうでさらに拡大した場合は、都のほうで対処をするという方針をいただ きましたので、このような予算措置となったものでございます。

以上でございます。

- ○議長(原島 幸次君) 相田さん、よろしいですか。
- ○3番(相田恵美子君) すみません、ちょっと森林館の地盤沈下の件で、その後に電柱を移設するということで、同じ500万の補正予算が立てられていますけど、それは電柱は町独自でということで、電柱だとNTTなのかなと思ったりしたんですけど。ちょっとそこら辺も教えていただければと思います。
- ○議長(原島 幸次君) 教育課長。
- ○教育課長(岡野 敏行君) 3番、相田議員の再質問にお答えいたします。

電柱につきましては、東電ではなくて、敷地内にある電柱ということで、町が森林館建 設時に引込用の電柱として建てたものでございますので、その移設についても町のほうで 実施する必要がございます。

以上でございます。

- ○3番(相田恵美子君) 分かりました。
- ○議長(原島 幸次君) 4番、小山辰美議員。
- ○4番(小山 辰美君) ページで 26 ページ、消防費、真ん中の説明のほうの部分で、 火の見櫓解体工事ということでお伺いします。解体工事自体の質問じゃないんですけども、 火の見櫓は、昭和時代の消防の私は遺産だと思っています。今ほとんど活躍はしていない んですけども。今後、火の見櫓を解体するときに、観光用として火の見櫓を縮小して、む かし道だとか、トレイルコース内どこかへ移設できないか。これは、昭和の消防団員は本 当に懐かしい火の見櫓です。

1ついい例があるんですけど、小丹波の寸庭というところに四、五mぐらいに切断して、一番上の半鐘の部分を残して建っておるんです。それはトレイルコースの途中にあります。亡くなっちゃったんですけど、小山勝雄さん宅。低くなったんですけど、すばらしい火の見櫓なんです。それをウオーキングコースだとか、むかし道のどこかへ観光用として移設できないのかという質問なんです。どうかよろしくお願いします。

○議長(原島 幸次君) 総務課長。

○総務課長(天野 成浩君) 4番、小山議員さんのご質問にお答えいたします。

火の見櫓は、はじめに申しますと、この海沢地内につきましては、高さ約 11mということで、老朽化に伴って非常に危険だということで自治会長さんから要望があったものでございます。

今後の取り扱いですけれども、今、小山議員さんからご提案いただきましたので、その辺につきましても今後検討はさせていただきたいと思います。観光用として四、五mの部分に設置する部分が維持管理がどれぐらい掛かっているものなのか、また、維持管理としてペンキだとかそういうもので塗って、後年どれぐらいもたせるものなのか、その辺も検討しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○4番(小山 辰美君) ありがとうございました。期待します。
- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。5番、木村圭議員。
- ○5番(木村 圭君) ページ数で22ページ、款06農林水産業費の一番下になります。 内水面漁業の大沢国際釣場の大岩の転落防止でネットをかけるというんですけど、大岩と いうからかなり大きいのかと思うんですけど、金額が2,000万ということでかなり大きい んで、どのくらいの規模なのか、教えてください。
- ○議長(原島 幸次君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(杉山 直也君) 5番、木村議員さんからのご質問にお答えいたします。ページ 22 ページの農林水産業費、事業費の内水面漁業環境活用施設整備事業費の工事費の大沢国際釣場大岩転落防止ネット被覆工事の岩の大きさということでよろしいでしょうか、規模ということで。規模といたしましては、楕円形になりますけれども、石の大きさは、幅が 4.6m、奥行きが 5 m、高さが 3.5m、体積でいいますと、42.13 ㎡の大きな岩と、その横に剣石ということで、こちらも楕円形になりますが、幅が 2 m、奥行きが 2 m、高さ 1 m、体積では 2.09 ㎡ということで、合計では 44.22 ㎡ということでかなり大きな岩になりまして、崩落の危険が非常にあるということで、被覆ネットで囲いまして、上から吊りまして、転落を防止するという工事でございます。

以上でございます。

- ○議長(原島 幸次君) 木村圭議員。
- ○5番(木村 圭君) 全体を包むんですか。どういうふうなネットのかけ方をする。
- ○議長(原島 幸次君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(杉山 直也君) 岩の上部に木もあるんですけれども、基本的には岩を 全部包んで、それを上でアンカーで吊って転落を防止するというような工事でございます。

- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。10番、宮野亨議員。
- ○10番(宮野 亨君) 10番、宮野です。

先ほど質問があったことについて追加でちょっとお聞かせください。15 ページの民生 費、古里の健康増進の件ですが、いつ頃できるかということをお伺いしたいんですけど。 よろしくお願いいたします。

- ○議長(原島 幸次君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(菊池 良君) 10 番、宮野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

旧古里出張所のところで予定しまして、そこで始めるわけなんですが、ここで施設について点検したところ、やはり床がコンクリートなものですから、トレーニングするためにクッション性を保つため、床の改修とか、水道、また、入り口の改修、そういったことの事案が出てまいりました。そういったことでちょっとまた改修等についても計画しなければならないということで、時間が掛かるということで、今時点では改修の件につきましてはちょっと未定ということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。9番、石田芳英議員。
- ○9番(石田 芳英君) 9番、石田でございます。

ページで言いますと、11 ページの財産管理費の氷川字小留浦の町有地舗装工事で 900 万円ということで、今回、舗装と排水関係の予算補正ということですけども、旧琴清苑の 跡地でかなり大きな土地になるかと思うんですけども、今後の何か有効活用とか、お考え があるようでしたらお願いします。

- ○議長(原島 幸次君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(山宮 忠仁君) 9番、石田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが 11 ページの中ほどでございます財産管理費の中の節が 14 の工事請負費 900 万円でございます。こちら今、ご質問がありましたとおり、旧琴清苑の土地ということで、8月に双葉会のほうから寄附をいただきまして、現在は、町有地ということになっております。こちらのほうが面積が広いということで、宅地部分でおよそ 4,200 ㎡というようなところでございます。

今後の活用をどのようにしていくかということでございます。こちらにつきましては現 時点でまだはっきりとした見込みというものは立っていません。ただ、ここの土地の山側 といいますか、奥のほうに沢が通っていまして、ちょっとそこのほうが、いわゆるレッド ゾーンということで、沢が氾濫した場合、ちょっと危険なところということで指定を受け ております。そういう関係もありますので、土地そのもの全体を有効に活用するというの はちょっと難しいのかなという中で、現時点では、一時的に駐車場として活用とかいうと ころであろうかというふうに思います。

また、広い土地でもありますので、何点か問い合わせ等も実際のところ来始めておりますので、町の中でそういう安全性の部分も含めてなんですけども、どのような活用ができていくのかというのは、この舗装工事も進めながら同時進行で検討してまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。11番、高橋邦男議員。
- ○11番(高橋 邦男君) 11番、高橋です。

ページで言いますと 22 ページお願いします。農林水産業費です。そこの林道維持管理費ということで1,000万円計上されています。先ほどの説明で、たしか5路線だったかな、町内の林道の維持補修ということなんですけど、その中に大沢のイヤ入林道が確か入っていたと思うんですね。確か大沢の一番上の多少民家がある前の道も林道なんでしょうか、あそこは。多分そこの補修工事だと思うんですけど。質問なんですけど、イヤ入林道というのは、日原方面までずっと、歩いたことはないんですけど、まだ歩けるのかどうか。というのは、日原街道が崩落したりしたときに迂回路として使えるのかなと、素人目にちょっと考えたんで、人が歩けるのかどうか。それと、車が通れるのかどうか。その辺をひとつお願いします。

- ○議長(原島 幸次君) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(坂村 孝成君) 11 番、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

イヤ入線林道の関連ということで、恐らく議員が言われていますのは、日原農道、作業道ではないかと思うんですね。イヤ入線の途中から日原方面に向かって、日原川対岸をずっと進んでいるルートだと思うんですが、それにつきましては、日原作業道ということで約1,000m弱の延長でございまして、その先で今、寸断というか、止まっているという状況でございます。過去に斜面崩壊がありまして、一度対応等を図ったんですが、作業道ということで、構造物が敷設されていない道路、切りっ放しの道路ということで、再三斜面の崩壊が発生しておりまして、現在のところ、人は通ることが可能ですが、車両が通ることは不可能な状況という状態になってございます。

今後、状況を見ながら、また対応を含め検討させていただきたいと考えておりますので、 どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。
- ○3番(相田恵美子君) すみません、しつこいようなんですけど、森林館の電柱の移設 に500万かかるんでしょうか。
- ○議長(原島 幸次君) 教育課長。
- ○教育課長(岡野 敏行君) 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、ちょっと形状が、高所作業車が入らないということで、業者の 方に相談しましたところ、非常な高額になる可能性があるということで、このような計上 になっております。

以上でございます。

- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はございませんか。2番、森田紀子議員。
- ○2番(森田 紀子君) 2番、森田です。

12 ページの車両管理費で、ドライブレコーダー 5 台分ということで計上されておりますが、今現在、役所の車に何台ドライブレコーダーが着いているのか。また、今後、全車に着ける予定があるのか。というのも、先日の小河内の土砂崩れの災害時に後続車のドライブレコーダーによって、埋まっている車があるかどうか確認したという経緯がありますので、役所の車にドライブレコーダーを着けることによって防犯ビデオの役目を果たすのではないかと思って質問させていただきました。

以上です。

- ○議長(原島 幸次君) 総務課長。
- ○総務課長(天野 成浩君) 2番、森田議員さんの質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、本年ですけれども、第2回6月の議会のときに、8番、小峰議員さんからご質問をいただいて、一般質問で町長がお答えしておりますけれども、その際に役場の車73台のうち12台が今、ドライブレコーダー設置されているということでお答えしております。

今後につきましては、更新車両の中で、特にマイクロバスですとか、乗用車を中心に設置をしていくというお答えをしております。その中で、職員の安全運転の意識の向上につながるものと、また、防犯カメラとしての機能を発揮するということで、やはり住民皆さんが安全・安心の確保が考慮できるという意味から、今後も計画的に設置をしてまいりた

いと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はございませんか。1番、伊藤英人議員。
- ○1番(伊藤 英人君) 済みません、21 ページなんですけれども、一番上、林業振興総務費、財源組替があって、一般財源から森林環境整備基金からの繰り入れになりました。これはこの基金の目的としては、森林経営管理制度協議会とか、クラウドシステムのお金だと思うんですけれども、今後もその部分については、財源としてはこちらの基金を使っていく予定で考えていらっしゃるんでしょうか。
- ○議長(原島 幸次君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(杉山 直也君) 1番、伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。 ページで言うと 21 ページの事業 (01) 林業振興総務費の、今回、財源組替ということで歳入のほうで計上させていただいております。ご質問といたしましては、森林環境譲与税の活用方法ということで、現状は、森林経営管理制度協議会負担金と森林クラウドシステム負担金ということで計上させていただいております。今後どう活用していくのかというご質問だと思います。

こちらにつきましては、森林経営管理制度、こちらのほうも森林環境譲与税を活用しながら、市町村として進めていかなければいけないということが法律のほうで決められておりますので、まずはここの部分を協議会の中で、東京都6市町村の協議会なんですけれども、これからの意向調査のほうをモデル地区として始めさせていただいて、それをもとに、今度は市町村が主体となって、森林経営管理制度のほうを進めていかなければいけないということで、この中にはかなり意向調査、今モデル地区しかやっていないんですが、全体の意向調査をやったり、集積計画を立てたり、事業者とのマッチングをしたりしなければいけないということで、かなりの事務費、事業費が出てくることが予想されております。当面は、この森林経営管理制度のほうを進めていくための費用として活用させていただく考えでございます。

その中で、その他の活用方法ということで、全国各地でさまざまな取り組みが進められておりますので、町に合った活用方法、今のところ年間でもそれほど事業費がどうしても町のほうにおりてきておりませんので、それが将来的に事業を続けていくという中で、果たしてその森林経営管理制度、今の譲与税だけで進めていけるのかというところもありますので、そのあたりを見極めながら森林環境譲与税の活用方法については、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第49号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 49 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第50号の質疑を終結します。

次に、議案第 50 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第50号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 50 号については、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第51号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第51号の質疑を終結します。

次に、議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第4 議案第51号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 51 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大澤議員。

○6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

7ページの傷病手当金が 57 万 9,000 円とありますが、コロナによって出されている負担金・補助金だと思うんですが、何名ぐらいの方がいるか、今、分かりましたらお願いします。

- ○議長(原島 幸次君) 住民課長。
- ○住民課長(加藤 芳幸君) 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

この予算につきましては、現在出ているものではなくて、この制度が2年度に引き続き、3年度も補助しなさいよということで制度が決まったものですから、いろんな計算方法があるんですけども、ほぼ6人分で一般の方と仕事をしていない人とか、いろんな形なんですけども、人数的には6人分を取りあえず見込んで予算措置をしておくという形です。以上です。

○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号の質疑を終結します。

次に、議案第 52 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第5 議案第52号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 52 号については、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第53号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号の質疑を終結します。

次に、議案第 53 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。 日程第6 議案第53号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 53 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大澤由香里議員。 〇6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

ページ数で言うと 10 ページから 12、13 あたりにかけてなんですけど、施設の利用者が減って介護サービスが増えてというような、配食サービスも増えてというようなご説明だったと思うんですけど、その背景といいますか、教えていただければと思います。お願いします。

- ○議長(原島 幸次君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(菊池 良君) 6番、大澤由香里議員さんのご質問にお答えします。 施設入所者につきましては横ばい傾向なんですが、以前、町の被保険者4施設で150名 ぐらいいたのが今、130名ぐらいに減っているのが現状です。

また、今、介護予防デイサービスが地域包括支援センターの職員の対処等により、介護 予防デイサービス白丸の森の時計のサービスにつきましては増えている状況です。

また、配食サービスにつきましても地域支援包括センターの職員の対処等により増えていまして、今現在若干待機者も出ているような状況になっております。

ただ、ご承知のとおり、被保険者数が減っている部分がありまして、総体的には歳入の部分でマイナスになっておりまして、歳出の部分につきましては、増えているところにおきましては増やしている部分もあるんですが、内容によって増減をしているという状況でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、議案第 54 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第54号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 54 号については、原案 のとおり可決されました。

次に、議案第55号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号の質疑を終結します。

次に、議案第 55 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第55号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 55 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第 56 号 奥多摩町監査委員に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。議会事務局長。

〔議会事務局長 原島 滋隆君 登壇〕

○議会事務局長(原島 滋隆君) それでは、タブレットの議案第 56 号をご覧をいただ きたいと存じます。

議案第 56 号 奥多摩町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案 のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、監査等の結果の公表方法において広く住民に周知を行うた

め、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、昨日の代表監査の監査意見の際にも説明がございました。 また、全員協議会の際にもご説明させていただきましたが、これまで奥多摩町におきましては奥多摩町公告式条例によるとしまして、役場、古里出張所、そして、旧小河内出張所の3カ所に告示、あるいは監査結果等につきまして掲示をしておりましたが、今回、監査結果と措置状況等の公表につきまして町民に広く周知できるよう、掲示に加え、町ホームページ等で公表するための改正を行うものです。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明を申し上げます。タブレット3分の 3ページとなりますので、新旧対照表をご覧をいただきたいと存じます。

第4条公表等の方法の下線部の部分を加えるもので、奥多摩町公告式条例(昭和 30 年 条例第2号)の例による「ほか、町のホームページ等に掲載するなど、広く住民に周知す ることができる方法により行う。」ということを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第 56 号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきま すようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(原島 幸次君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第56号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第56号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 56 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第56号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 56 号については、原案 のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月9日となっておりますので、明日9月8日は

休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月8日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、9月9日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでございました。

午後1時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員